

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 1 4 年 4 月 5 日 文部科学大臣決定 平成 1 8 年 7 月 2 8 日 一 部 改 正 平成 1 9 年 8 月 1 0 日 一 部 改 正 平成 2 1 年 6 月 2 日 一 部 改 正 平成 2 5 年 2 月 2 7 日 一 部 改 正 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 一 部 改 正 平成 2 7 年 4 月 1 日 一 部 改 正 <u>平成 2 8 年 4 月 1 日 一 部 改 正</u></p> <p>（交付の目的） 第 2 条 この補助金は、私立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）において、私学の特色を生かしつつ、I T 教育を実施していくために必要な、教育用コンピュータやインターネットなどの情報通信ネットワークの活用に必要な機器等をはじめとした I T 教育設備の整備に要する経費の一部を、I T 教育についてモデルとなる取り組みを行っている学校を設置する学校法人に対して補助し、もって教育用コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワーク等を活用した I T 教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p><u>附 則（平成 2 8 年 4 月 1 日）</u> <u>平成 2 8 年度の予算に係る国庫補助金の交付に限り、第 3 条第 1 項に定める補助対象経費の下限を 2 5 0 万円と読み替える。</u></p>	<p style="text-align: center;">私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 1 4 年 4 月 5 日 文部科学大臣決定 平成 1 8 年 7 月 2 8 日 一 部 改 正 平成 1 9 年 8 月 1 0 日 一 部 改 正 平成 2 1 年 6 月 2 日 一 部 改 正 平成 2 5 年 2 月 2 7 日 一 部 改 正 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 一 部 改 正 平成 2 7 年 4 月 1 日 一 部 改 正</p> <p>（交付の目的） 第 2 条 この補助金は、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）において、私学の特色を生かしつつ、I T 教育を実施していくために必要な、教育用コンピュータやインターネットなどの情報通信ネットワークの活用に必要な機器等をはじめとした I T 教育設備の整備に要する経費の一部を、I T 教育についてモデルとなる取り組みを行っている学校を設置する学校法人に対して補助し、もって教育用コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワーク等を活用した I T 教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>